

## 高知県中小企業団体中央会補助金交付要綱の改正について

### 主な改正点

#### 1. 連携・運営支援事業の間接補助費目の追加及び新型コロナ枠の撤廃

・組合等のニーズに対応するため、間接補助の対象費目に備品購入費を追加する。

・令和2年度において「新型コロナウイルス感染症に対応する事業については補助率を3/4以内とする」という規程を新設したが、令和3年度からは他施策との足並みをそろえるためにも廃止する。

(該当ページ) p10

#### 2. 情報収集・提供事業内の地域産業実態調査に関する規程を全面改正する。

・これまでは、「中小企業労働事情実態調査」を「地域産業実態調査」の規程内で運用を行っていたが、調査目的等の変化等に対応するため全面改正を行う。

(該当ページ) p2,p37

#### 3. 女性商業者等活躍促進事業費の間接補助費目の追加

組合等のニーズに対応するため、間接補助の対象費目に備品購入費を追加する。

(該当ページ) p11

4. 第7条及び第1号様式について、「税外未収金債務滞納がないこと」を補助要件とするための文言を追加。

財政課通知「2高財政312号」に基づき、補助要件の追加を行う。

(該当ページ) p3,p13

5. 第1号様式から第14号様式から「印」を削除。

財政課執行管理室事務連絡に基づき、申請書等の押印を不要とする。

(該当ページ) p13以降